

特集《パブリックドメインとオープンソース》

# クリエイティブ・コモンズ： オープンソース、パブリック ドメインとの関係からの考察



特定非営利活動法人コモンズフィア 理事長 **渡辺 智暁**  
特定非営利活動法人コモンズフィア 事務局 **小林 心**

## 要 約

本稿ではまず、パブリックドメイン、オープンソースとの関係に注目しつつクリエイティブ・コモンズの組織やライセンスなどをめぐる近年の動向を整理・紹介する。次に、より実務的な観点から、クリエイティブ・コモンズが提供する各種ツールについて、主な特徴とその利用上の留意点を解説する。最後に、関連する利用動向に見られる主な課題として、著作物性のない情報資源の扱い、第三者権利の扱い、権利者でない者によるライセンス利用を論じる。

## 目次

1. はじめに
2. 組織、運動体、ライセンスを巡る変化
3. オープンソース、パブリックドメインとの関係
  - (1) オープンソースとの関係
  - (2) パブリックドメインとの関係
4. CC が提供する各種ツールの仕組み
  - (1) CC ライセンス
  - (2) CC0
  - (3) PD マーク
5. 各種ツールの適用、および適用された作品の利用における論点
  - (1) CC ライセンス・CC0 が付与された作品の利用時に表示すべき事項は何か
  - (2) 非営利性の判断
  - (3) 産業財産権との関係
  - (4) 人物写真の利用
  - (5) 放送用コンテンツでの利用
6. 各種ツールの利用をめぐる課題と今後
  - (1) データの扱い：権利の有無に関する不透明性
  - (2) 第三者の権利の有無に関する不透明性
  - (3) デジタル・アーカイブにおける CC ライセンスの不適切な利用
  - (4) 望ましいコミュニケーションの形
  - (5) 大規模な著作物・情報資源の提供と利用
7. まとめ

す。)の語は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(以下、「CC ライセンス」と記す。)をはじめとする、著作物等の自由な流通を実現するためのツールの開発・提供・普及振興などの活動、およびその活動を行う組織に関与する一連の団体や人々を指して用いられることが多い。CC ライセンスは日本政府によるオープンデータの取り組みやデジタル・アーカイブの政策議論においても考慮されるなど、オープンソースやパブリックドメインとの親和性が高い。世界的に見てもオープンデータではCC ライセンスがグローバルデファクト標準となっており、また、Europeana等主要なアーカイブでの採用例もあり、同様の傾向が見て取れる。

本稿ではまず、CC やその近年の動向のレビューを兼ねつつ、CC とオープンソース、パブリックドメインの概念間の整理を手短に試みる。次に、CC が提供する3種類のツールの基本的な仕組みを解説するとともに、ツールを適用し、またツールが適用された著作物等を利用する際に論点になりやすい事項についても詳述する。最後に、オープンソースやパブリックドメインとの関係でクリエイティブ・コモンズが活用される文脈で観察される主要な課題として、データの著作権の扱い、第三者の権利の扱い、パブリックドメイン資源の「利用条件」づけについて述べる。

なお、筆者らはクリエイティブ・コモンズ・ジャパ

## 1. はじめに

「クリエイティブ・コモンズ」(以下、「CC」と記

ン（以下、「CCJP」と記す。）に長く参加し、本稿で紹介するCCライセンスバージョン4.0やCC0の日本語版の作成にも関与してきているが、本稿で述べる意見や解釈は、CC、CCJP、その他筆者らが所属する機関の公式見解等ではなく、筆者らの私見であることをお断りしておく。

## 2. 組織、運動体、ライセンスを巡る変化

CCは、提供するCCライセンスによって知られているが、組織としては米国に本拠地をおく非営利法人Creative Commons（以下、「CCHQ」と記す。）によってリードされている。発足は2001年であった。その組織に世界中の法人、団体、個人などがその普及振興やサポートに関わってグローバルなムーブメントとなっている。サポートに関わる各国のチームはアフィリエイトと呼ばれ、大学などの法人によってホストされるプロジェクトとしてCCHQとMOUを交わす形をとってきたが、2017年より、グローバルな改編の一環としてこの制度を廃止し、代わって各国（場合により管轄地）でチャプターを組織するという形式に移行する最中にある。アフィリエイトは、多い時には80近い国・地域に存在した<sup>(1)</sup>。日本では2006年より特定非営利活動法人コモンズフィアがそのホストとして機能してきた。（法人の名称は、2013年1月以前はクリエイティブ・コモンズ・ジャパンであった。）<sup>(2)</sup>各国のチャプターの発足は2018年からだが、本稿を執筆している2019年5月初旬時点では、37のチャプターが存在している<sup>(3)</sup>。アフィリエイトと比較するとこれらは数の上では少ないが、いずれも2018年以降に組成された団体（一部は法人格を持つ）である点で、よりアクティブな存在であり、また、アフィリエイトとしては数が少なかったアフリカ地域に多くのチャプターが発足しているなど、興味深い動向も見られる。

また、国際的に活動する個人や法人などが加盟できるグローバル・ネットワークを立ち上げている。これにより、少なくとも国際的な活動に関わる関係者については、各国のアフィリエイト組織の事情に左右されず、グローバルなネットワークに所属し、CCのムーブメントへの帰属、メンバーシップを得ることが可能になった。国によっては少人数からなるアフィリエイト・チームが新規参加者を受け入れる余裕がない、といった事態があったという見方もあるため、それに照

らせば国際的に活動する参加者への門戸を開いたことになろう。ライセンスが広く採用されるようになって来ていることを踏まえるなら、著名な組織との連携によって知名度を向上させることよりも、参加者に広く門戸を開くことによって運動を拡大していくことにメリットがあるという風に見ることもできるだろう。また、オープンソースソフトウェアやウィキペディア、オープンデータ、MOOCsなどで知られるオープン教育、学術資源に関するオープンアクセスなど、発足から20年弱の間にオープン化の動きは社会一般にも、様々な領域・業界にも拡大することになった。それはCCへ興味を持つ層の拡がりでもある。筆者らが関与してきたCCJPのメンバーも、ここ10年ほどの間に法曹・学術系の相対的な割合が減り、情報・メディア関連の様々なプロフェッショナルが相対的に増える、という大まかな傾向があるように思われる。

CCライセンスは、CCHQが策定をリードし、提供しているライセンス群である。その概要については後述するが、オープンソースの世界で用いられるGPL（The GNU General Public License）やBSDライセンス（Berkeley Software Distribution License）などと同じく、CCライセンスもバージョンがあり、本稿執筆時点では4.0が最新版である。また、それらと同様、公衆一般に対して許諾を与えるべく作成されている、パブリック・ライセンスでもある。バージョン4.0のひとつの大きな変化として、バージョン3.0まで採用されていた、各国の法制度に合わせて基本ライセンスを「移植」という仕組みが廃止され、グローバルに単一のライセンスとなり、かつ、そのライセンスは英語で最初に作成されるものの、多言語の正式訳を作成することとなった。

バージョン4.0ライセンスの策定にあたっては大規模かつ丁寧な意見収集・議論を行っており、策定後も翻訳には専門的な知見が必要となることからこのプロセスは法律家が大きな役割を担う部分である。各国でのライセンス利用へのサポート提供についても同様であろう。ただし、変化の方向としては、移植から翻訳になったことで法律家の担う仕事の総量は減ってはいらぬだろう。

CCHQや各地のアフィリエイト・チームの有志が中心となって2015年から2017年にかけて行った議論等を取りまとめたグローバル・ネットワークのための戦略ドキュメントからもそれが伺える<sup>(4)</sup>。この文書の冒

頭では、移植の廃止やCCに関心を持つ層の拡がりなどを指摘し、法律家の相対的な役割が縮小するとの見方も述べられている。グローバル・ネットワークへの参加者にはウィキペディアや図書館、教育関係者などの非法律家も多くいるという印象を筆者は持っている。

### 3. オープンソース、パブリックドメインとの関係

#### (1) オープンソースとの関係

「オープンソース」はとりわけソフトウェアの文脈で用いられることが多い語であり、改変、再配布、商業利用などを含め幅広い利用が可能なソフトウェアのソースコードを提供・共有しているようなプロジェクト、そのソフトウェア、またそこに用いられるライセンスを指して用いられることが多い。目的や用途、対象者などについて差別なく許諾を与える点も特徴の一つと考えてよいだろう。より厳密な定式化は、Open Source InitiativeによるOpen Source Definition<<https://opensource.org/osd>>や、その定式化にあたって参照されたDebian Free Software Guidelines<[https://www.debian.org/social\\_contract#guidelines](https://www.debian.org/social_contract#guidelines)>に見ることができる。オープン性の定義は、他の分野にも存在しており、影響関係があることもあって内容的にも共通するところが多い。データであればOpen Knowledgeの活動を通じて定式化されたOpen Definition<<https://opendefinition.org/od/2.1/en/>>、文化資源系であれば、ウィキペディアなどでも参照されるDefinition of Free Cultural Works<<https://freedomdefined.org/Definition>>、教育・学習分野のOpen Content Definition<<http://opencontent.org/definition/>>などが存在する。これらは情報資源のオープン性を扱う点で共通しているが、そうした資源のオープン化と並んで、組織やプロジェクトやプラットフォームが参加者に開かれていること、その前提としてガバナンスに関する十分な透明性が確保されていること、などもオープン形容詞と共に語られることが多い。オープンな情報資源の開発に関するプロジェクトはそのような意味でのオープン性も比較的高いことがしばしば認められる。

このオープンソースの世界も、組織、運動体、ライセンスの面から語るができる。組織と運動体の面では、CCは特に際立って異なるものではなく、たとえばApacheソフトウェア財団やMozilla財団、ソフトウェア以外の分野であればWikimedia財団につい

ても、よく似た形で米国の非営利法人であるWikimedia財団と世界中のボランティアからなるムーブメントやコミュニティがある、という風に整理することができる。CCに関わっているCCHQのスタッフや、国際会議に出席してくる各国のアフィリエイト・チームのメンバー、あるいは近年のグローバル・ネットワークのメンバーなどには、先に触れた他の組織やムーブメントでオープン化に関与して来たという人もしばしば見られる。また、オープンデータ分野の国際会議でCCに関与していたという人もしばしば見られる。(オープン・ナレッジの中心にあり、Open Knowledge Centralとも称される、Open Knowledge Foundationは、クリエイティブ・コモンズの英国チームの元メンバーによって創設されたものでもある。) 上述のグローバル戦略文書でも、グローバルなネットワークの掲げる価値の一つに、Opennessを挙げ、「われわれの共有された文化と知識を共有し、改変し、改良する権利」を重要視するとしている。

このように、いわば人や組織とその価値観に着目するならば、オープンソース領域の他のプロジェクトや運動体とCCのそれは共通点や重複が多い。その一方、CCライセンスに着目するならば、上述のオープンライセンスには明らかに該当しないライセンスも策定・提供し、普及・支援をしている点にCCの特徴があると言えるだろう。

具体的には、改変を許諾の範囲に含めない、または大幅に制限するライセンスが複数種存在し、また、営利利用を大きく制限するライセンスも複数種存在してきた。改変を許諾しない、営利利用を許諾しないというのは、いずれもオープンソースの世界の慣行や価値観とは相容れない。CCライセンスの中にはもちろん上に紹介した定義に照らしてオープンなものも複数存在する。しかし、オープン化推進のムーブメントの関係者からは、オープンではないが中途半端に共有を可能にするようなライセンスも選択肢として提供して来たCCへの批判も存在する。

オープンソースは主にソフトウェアの分野で用いられる形容で、それは「ソースコード」が重要な役割を担っていることと無縁ではないだろう。CCに関してもうひとつ留意に値するのは、ソフトウェア分野でのライセンスはフリーソフトウェア財団によって策定・提供されているGPLの利用などを推奨しており、CCライセンスはソフトウェア以外の分野で使用されるべ



きもの、と位置付けている点である<sup>(5)</sup>。

## (2) パブリックドメインとの関係

### ① パブリックドメイン・ツールの提供

CCHQ では、著作物などを対象としたライセンスだけでなく、パブリックドメインに属する情報資源の流通を助けるようなツールも策定・提供している。CC0 とパブリック・ドメイン・マーク（以下、「PD マーク」と記す。）と呼ばれる2つのツールがこれにあたる。前者は著作権等の権利を持つ者がそれを放棄し、パブリックドメインに属するようにするためのツールである。後者はパブリックドメインに属する資料について、第三者を含めた誰かが、「この資源はパブリックドメインに属している」とマークをつけてわかりやすくするためのツールである。これらのツールの詳細な仕組みは、第4章で詳述する。

パブリックドメインを豊かにすることへの関心は、CCHQ の発足当時から表明されており、ツールの提供も第一世代のCCライセンスと同時に2002年12月に開始されている。ただし、当初提供されていたツールは現在のツールと同じではない。当初は、CC0 と類似のCC Public Domain Dedication（以下、「PDD」と略す。）と呼ばれるツールが提供されていた。これは（主に米国の著作権法上の）著作権を放棄し、公有に帰すというものだった。2003年前半には、Public Domain Certification（以下、「PDC」と略す。）という機能が、PDDに追加されている。（PDCは別立てのツールとして開発・提供されたのではなく、これまでPDDとして提供されていたツールの機能を拡張し、PDD・PDC両方の機能を持つツールとして提供されるという形をとった。）その機能は、著作者以外の第三者によって、ある作品がパブリックドメインに属するという旨の保証をすることにある。

PDDは2009年3月にCC0<sup>(6)</sup>、PDCは2010年10月にPDマークとして<sup>(7)</sup>、米国法以外の法制度にも配慮した形で刷新され、現在に至る。

CC0とPDマークの2ツールは、その性質上全世界で同一の効果を持つことに意義がある。そこで、CCライセンスがバージョン4.0で「移植」（各国の法制度に合わせた文言の微調整）を廃して「翻訳」のみによる各国への提供になるよりも先に、これらの2ツールは全世界で同一の文言・単一のツールを翻訳のみによって提供する、という形をとることとなった。

### ② データの扱いをめぐる変遷

オープンデータの領域ではCCライセンスが多く活用されており、そこには後述するような課題を見て取ることもできるが、このような状況に至るまでには、若干の紆余曲折も存在した。その焦点は主としていわゆるデータベース権、すなわち1996年のEU指令によって創設されたような、創作性のないデータベースについても認められる排他的な利用権であった。

2006年から2007年にかけて策定されたCCライセンスバージョン3.0の中核的な存在である「非移植」ライセンスでは、この権利は明示的には扱われず、それを各国の法制度にあわせて調整した移植版のうち、EU諸国の移植版においては、著作権が存在しない情報資源については、データベース権の（許諾ではなく）放棄を行う、という規定が盛り込まれるという形になった。データベース権に対して批判的な意見がEU諸国のアフィリエイトのメンバー内などにも存在し、権利を無効にするような放棄の規定が（いわば政治的な姿勢として）望まれたことが背景にはあると指摘されることがあるが、筆者も同様の感触を持っている。また、CCHQのプロジェクトの一つとして存在していたサイエンス・コモンズが、データベースはパブリックドメインで利用できるようになっていくべきであり、排他的権利とそのライセンスという方式はそれに劣るという見解を打ち出していたこと<sup>(8)</sup>も背景にはある。

しかし、このようなデータベース権の放棄は必ずしも歓迎されたわけではない。2004年に発足しオープンデータ分野で後に世界的に展開されるムーブメントの中心的な存在になるオープン・ナレッジ・ファウンデーションには、データベースをパブリックドメインで提供すべきとする考えへの批判もあった<sup>(9)</sup>。彼らは2009年6月にOpen Database License (ODbL)を策定・公表した<sup>(10)</sup>。このライセンスでは、データベース権を放棄せず、ライセンスする方式を採用している。CCHQのコメントからは、彼らがODbLに批判的であることが伺える<sup>(11)</sup>。ウィキペディアのように様々なボランティアが協力するスタイルで地図データベースを作成するグローバルなプロジェクトであるオープンストリートマップはこのライセンスの開発に関与しており、策定後にはCCライセンスに代わるものとして採用もしている。（オープンストリートマップの権利者（投稿者）に無断で異なるライセンスを採

用することはできないため、合意をとれなかった者の投稿は維持をあきらめる、という形をとっており、いわば犠牲を伴ってでもライセンスを変更するというものであった。) 彼らの構築する空間データや地図画像などのデータベースの利用許諾条件として、パブリックドメインやデータベース権の放棄ではなく、データベース権について許諾を与えつつ、その条件として、一定の制約をかけたいという意図があった。

CCライセンスが放棄ではなく許諾のアプローチを採用するのはバージョン4.0からであり、それ以前の時点では、欧州では例えばパリ市のようにCCライセンスではなくODbLをオープンデータのライセンスとして採用する例も存在した<sup>(12)</sup>。

#### 4. CC が提供する各種ツールの仕組み

ここからは、CCが提供するツールであるCCライセンス、CC0、PDマークについて、実務的な解説をしていく。まず本章では、3種類のツールの基本的な仕組みについて説明する。

##### (1) CCライセンス

CCライセンスは、作品の権利者が著作権等を保持しつつ、当該作品の自由な利用を何人にも許諾するパブリック・ライセンスである。

CCライセンスには、利用許諾の範囲や条件にバリエーションを持たせた6種類があり、作品の権利者の多様なニーズに応じている。

まずは表1のとおり、「表示」(BY)、「非営利」(NonCommercial)、「改変禁止」(NoDerivs)、「継承」(ShareAlike)の4種類の利用条件を定義し、次にこれらの利用条件を表2のように組み合わせて、6種類の異なるCCライセンスを提供している。

4種類の利用条件と6種類のライセンスには、それぞれに対応するシンボルマークがあり、ライセンス条件が一目で分かるようになっている。

また、6種類のライセンスには、それぞれ「コモンズ証」(ライセンス条件の概略を記述したもの)と「リーガルコード」(ライセンス条件が契約書の形式で正確に記述されたもの)が作成され、Web上で公開されている。

作品の権利者は、自らの作品をいかなる条件で利用させたいか、その希望内容にしたがって、表1の6種類のCCライセンスの中から1種類を任意に選択し、

作品に付与すればよい。たとえば、非営利目的に限定して利用許諾したい場合は、CC BY-NC、CC BY-NC-SA、CC BY-NC-ND (3種類)のいずれかを、作品が改変されることを希望しない場合は、CC BY-ND、CC BY-NC-ND (2種類)のいずれかを選択できる。また、自らの作品が翻案され、公開された場合において、当該翻案物の自由な流通を望む場合には、CC BY-SA、CC BY-NC-SA (2種類)のいずれかを選択できる。

表1 4種類の利用条件とシンボルマーク











ライセンス要素	シンボルマーク	条件
表示 (BY)		権利者の氏名などを適切に表示すること。
非営利 (NC)		非営利目的に限り利用できる。営利利用は別途許諾を得ること。
改変禁止 (ND)		作品を改変しない限り利用できる。
継承 (SA)		二次的著作物を公表する場合は同等のライセンスを付与すること。

表2 6種類のCCライセンスとシンボルマーク

CCライセンスの種類	シンボルマーク	表示	営利	改変	継承
CC表示 (CC BY)		要	可	可	不要
CC表示-継承 (CC BY-SA)			可	可	要
CC表示-改変禁止 (CC BY-ND)			可	不可	不要
CC表示-非営利 (CC BY-NC)			不可	可	不要
CC表示-非営利-継承 (CC BY-NC-SA)			不可	可	要
CC表示-非営利-改変禁止 (CC BY-NC-ND)			不可	不可	不要

##### (2) CC0

CC0は、当該作品の利用を支配しうる一切の権利を放棄することにより、当該作品をパブリックドメインに置くためのツールである。この点で、作品の権利者が権利を保持しながら当該作品の利用許諾を行うCCライセンスとは異なる。



CC0による放棄対象の権利は、作品を複製等する権利（著作権、著作隣接権）、著作者・実演家人格権、肖像権、パブリシティ権、不正競争を防止する権利、データベース権、作品に含まれるデータを抽出・利用等する権利などを含む（CC0第1条、第2条）。ただし、特許権と商標権は放棄および許諾の対象から外されている（CC0第4条（a））。

全世界の権利が放棄対象となるが、適用される法令によっては、権利の放棄が認められない場合もある。その場合は、利用者に無条件の利用許諾を行うことで、作品の自由な利用を担保する（CC0第3条）。

CC0には、CCライセンスと同様にシンボルマークがあり（表3の上段）、対応するコモンズ証およびリーガルコードも公開されている。

CC0は、2009年に公開された後、一度も改訂されていないため、現在もCC0バージョン1.0が最新である。そこで本稿では、CC0バージョン1.0を単に「CC0」と記している。

表3 パブリックドメイン・ツール

ツールの種類	シンボルマーク	条件
CC0		その作品について世界全地域において認められる、その者が持つすべての権利（その作品に関する権利や隣接する権利を含む。）を、法令上認められる最大限の範囲で放棄する。
PDマーク		その作品については著作権がない（主に、著作権の保護期間が満了している）。

CC0が適用できる範囲は、CCライセンスが適用できる範囲と同等に広い。少なくとも、自ら創作した作品に対しては、CC0を付与することができる。しかし、CCライセンスとは異なり、作品の利用者に対して制約を課すことはできないため、クレジット表示を要求したり、改変しないことを要求したりすることはできない。したがって、自由利用させたい作品の創作目的や内容によっては、CC0は適さない場合がある。たとえば執筆者の思想・感情が色濃く反映されている論説文等は、その内容が執筆者の氏名と紐づいて伝達していくことが期待されるのが通常であるから、CC0の適用は避けるべきであろう。まずはCCライセンスを付与し、後でCC0に切り替えることも考えうる。

### （3） PD マーク

PDマークは、このマークが付与された作品が、著作権の保護を受けていない事実を表示するために使用される。CCライセンスやCC0とは異なり、権利者による利用許諾・権利放棄を意図して作られたマークではない。

シンボルマークは表3の下段のとおりである。コモンズ証は公表されているが、リーガルコードは存在しない。

PDマークは、著作権の保護期間が満了した美術品や写真などを、Webサイトをはじめとする各種媒体に掲載する際に、著作権の保護を受けていないことを表示するために頻繁に使用されている。

ただし、PDマークが付与されている作品を安全に利用するためには、国ごとに法制度が異なる点に注意する必要がある。たとえば、著作権の保護期間は国により異なるから、ある国で著作権の保護期間が満了したことを理由としてPDマークが付いていたとしても、他の国では著作権が存続している可能性がある。また、著作権（財産権）の保護期間満了後も著作者人格権に相当する権利を保護する国もあるから（日本では著作権法60条）、作品をみだりに改変して利用する行為は違法となる可能性もある。したがって、PDマークが正しく付与されている作品であっても、その利用地や利用方法によっては違法な利用となるおそれがあるから注意が必要である。

## 5. 各種ツールの適用、および適用された作品の利用における論点

筆者らは普段、CCJPのWebサイト経由でユーザーの皆様から頂く質問に回答する活動を行っている。そのような経験に基づき、本章では、CCが提供する各種ツールを適用し、またツールが適用されている作品を利用する際に論点になりやすく、質問を多く受ける事項について解説する。

### （1） CCライセンス・CC0が付与された作品の利用時に表示すべき事項は何か

CCライセンスが付与されている作品の利用に際しては、作品を利用する媒体に対し、当該作品のクレジットなどの必要事項を表示しなければならない。そして、CCライセンスのユーザーの皆様から頂く質問の中でも、作品の利用に際して表示すべき事項は何か、



表4 CCライセンスが付与された作品の利用時に表示すべき事項 (CC BY 4.0)

3条 (a) (1)		表示が必要な事項	表示条件		
A	i	・ライセンス対象物の作者 ・その他クレジット表示される者として 許諾者によって指定されている者の識別情報	許諾者が要求した形が合理的である場合はその形で表示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス対象物と共に許諾者から提供されている場合に限る。</li> <li>・許諾者から要求された場合は、合理的に実施可能な範囲で削除要 (3条 (a) (3))。</li> </ul>	ライセンス対象物を共有する媒体・方法・文脈に照らし、いかなる合理的な方法でも表示できる。例えば、表示が必要な情報を含むリソースの URI やハイパーリンクを付す等 (3条 (a) (2))。
	ii	著作権表示			
	iii	本パブリック・ライセンスを参照する表示			
	iv	「無保証」を参照する表示			
	v	ライセンス対象物の URI またはライセンス対象物へのハイパーリンク	合理的に実施可能な場合のみ		
B	ライセンス対象物を改変したことの表示		ライセンス対象物を改変した場合のみ		
C	ライセンス対象物が本パブリック・ライセンスに基づきライセンスされていること				
	本パブリック・ライセンスの全文またはその URI か本パブリック・ライセンスへのハイパーリンクのいずれか				

具体的に問う質問が最も多いのが実情である。

そこで、CCライセンスバージョン4.0のうちCC BY (CC BY 4.0) を例にとり、表示が必要な事項を表4に整理した。

同ライセンスの3条 (a) (1) (A) に「ライセンス対象物と共に許諾者から提供されていれば」とあるように、(i)～(v) が掲げる事項は、許諾者から提供されている場合のみに表示が必要となる。

なお、CC0 が付与された作品を利用する際には、表4に掲げた事項を含めて、一切の表示は不要である。

## (2) 非営利性の判断

非営利 (NC) 条件を含む CCライセンス (CC BY-NC, CC BY-NC-ND, CC BY-NC-SA の3種類) が付いている作品を利用する際に、その利用目的が非営利目的に該当するのか、判断が難しい場合がある。

そこで、非営利該当性の判断の材料となりうる、2つの知識を紹介したい。

1つ目は、CCライセンスで「非営利」が定義されていることである。非営利条件を含む CCライセンスでは、「非営利」を「商業的な利得や金銭的報酬を、主たる目的とせず、それらに主に向けられてもいないこと」と定義している (CC BY-NC 第1条 (i))。この定義によれば、たとえ商業的な利得や金銭的報酬を目的としていても、それが主たる目的でなければ、非営利と認められるのである。

2つ目は、CCの米国本部が「Defining“Noncommercial”：A Study of How the Online Population Understands “Noncommercial Use”」<sup>(13)</sup>と題する調査結果を公開したことである。これは、作品の具体的な利用事例ごとに、それが営利目的にあたるのか、それとも非営利目的にあたるのか、CCライセンスの一般ユーザの意識調査を行った結果をまとめたものである。本資料は、非営利性をめぐって、権利者と利用者との間での見解の対立を回避し、紛争を未然に防止する目的においても、参考になると考えられる。

## (3) 産業財産権との関係

CCライセンスとCC0には、特許権と商標権は許諾・放棄の対象とならない明示の条項がある (CC4.0 第2条 (b) (2), CC0 第4条 (a))。したがって、特許権や商標権で保護されている作品にCCライセンスやCC0を付与して公開した場合、その作品の利用者に対しては、特許権や商標権を別途行使できるようになっている。

たとえば、ロゴマークを創作して商標登録する一方で、そのロゴマークにCCライセンスやCC0を付与して公開したとする。この場合において、当該ロゴマークを商標として使用することは禁止できるし、別途、商標使用許諾契約を締結し、商標としての使用を有償で許諾することは妨げられない。

意匠権が許諾・放棄の対象となるかについては明示

の規定がないことから、意匠権で保護されている作品にCCライセンスやCC0を付与して公開した場合、意匠権も許諾・放棄の対象となるか否かが問題となる。意匠権（design patent）は特許権に含まれると解して、特許権や商標権と同様に許諾の対象とならないと解釈する余地がある。一方で、意匠権で保護されている工業製品の3DデータにCCライセンスやCC0を付与して公表した場合、権利者の意思を合理的に解釈すれば、3Dデータを使用して当該工業製品を製造し、配布することを許諾しているとみるのが適切であり、登録意匠の実施は許諾されているものと解釈してよい場合もあるだろう。これらは、ケースバイケースで判断するしかないと考える。

#### （４）人物写真の利用

インターネットの画像共有サイトで公開されている写真の中には、人物を撮影した写真が多数存在し、CCライセンスやCC0が付与されている写真も多数存在する。CCライセンスやCC0が付与された人物写真を利用する場合には、被写体となっている人物（以下、「被撮影者」という。）の肖像権やパブリシティ権（以下、「肖像権など」という。）への配慮が別途必要である。人物写真の利用目的や利用方法によっては、被撮影者の肖像権などを侵害するおそれがあるからである<sup>(14)</sup>。

中には、被撮影者の承諾を得ないで撮影されたと思われる写真や、写真の撮影や公表自体には被撮影者の承諾があると思われるものの、写真を改変してよいのか、営利目的で利用してよいのか、写真の二次利用行為に対する被撮影者の承諾範囲が不明な写真も散見される。

CCライセンスが付与された人物写真をそのライセンス条件に従って利用する限り、またCC0が付与された人物写真を利用する限り、その写真の撮影者（著作者・著作権者）との関係では適法な利用となる。しかし、被撮影者はCCライセンスやCC0の当事者ではないから、被撮影者からは肖像権等に基づく許諾は得られたとはいえない。したがって、CCライセンスやCC0が付与された人物写真を、被撮影者との関係でも適法に利用するには、被撮影者からも承諾を得てから利用するか、被撮影者の承諾を得なくても肖像権などを侵害しない目的・方法に限って利用しなければならない。

なお、CC 4.0では、写真がCCライセンスに従って利用される限り、権利者が肖像権も主張しない規定がある（CC 4.0 第2条（b）（1））。また、CC0でも、放棄される権利の中に「作品中に表現される人物の画像または肖像に関するパブリシティ権およびプライバシー権」が含まれる（CC0 第1条（iii））。したがって、人物写真にCCライセンスやCC0を付与した権利者が被撮影者でもある場合には、被撮影者の肖像権などの行使を受けることなく、（CCライセンスが付与された写真であればCCライセンスに従って）写真を利用することができる。

本節に述べた注意点は、肖像権に限られるものではない。CCライセンスやCC0が付与されている作品に、第三者の未処理の権利が働く場合の注意点として一般化できる。このことは、CCライセンスやCC0の限界ともいえるものであり、第6章（2）で詳述する。

#### （５）放送用コンテンツでの利用

CCライセンス（6種類すべて）には、CCライセンスが付与されている他人の作品を複製し、配布する者が、それによって配布を受ける第三者による作品の再複製、再配布を妨げるような技術的保護手段を施すことを禁止する条項（以下、「技術的保護手段禁止条項」という。）が含まれる。

ここで問題になるのは、CCライセンスが付与されている作品を日本の地上デジタルテレビ放送用のコンテンツとして（またはそのコンテンツに組み込んで）利用すると、視聴者による録画・録音回数を技術的に制限する仕組み（ダビング10）の存在によって、技術的保護手段禁止条項に違反する可能性があるという点である。

実際に筆者らは、放送事業者や放送コンテンツ制作者から、CCライセンスが付与されている作品の利用方法に関する問い合わせをしばしば受けるので、CCライセンスが付与されている作品の放送利用に対するニーズは決して少なくないと考えられる。

CCライセンスが付与されている作品を放送する際に、技術的保護手段禁止条項の適用を適法に免れる方法として、2つ考えうるので紹介したい。

1つ目の方法として、引用（著作権法32条1項）などの著作権の制限規定に従って作品を放送する方法が挙げられる。CCライセンスが付いている作品を著作権の制限規定に従って利用する場合は、CCライセ



ンス条項は適用されないからである（CC BY 4.0 では 2 条 (a) (2)）。

2 つ目の方法として、CC BY が付与されている作品に限られるが、その作品を翻案して放送する方法が挙げられる。CC BY では、作品の翻案が許諾されていて、作品の翻案物を複製・配布する場合には、技術的保護手段禁止条項は適用されないからである（CC BY-NC も同様であるが、地上デジタルテレビ放送での利用は原則として営利目的であろうから、CC BY-NC が付与された作品を放送することは困難であろう）。

一方、CC0 が付与されている作品には、上述のような制約は存在しないので、自由な放送が可能である。

## 6. 各種ツールの利用をめぐる課題と今後

### (1) データの扱い：権利の有無に関する不透明性

CC ライセンスやツールは情報資源の流通を促進することを意図して作成されているものだが、ではその意図がうまく達成されているかという点、そうとも言い切れない部分がある。オープンデータとデジタル・アーカイブ領域を例に現に存在する課題について 3 点ほど掘り下げて論じたい。

上述したデータベース権のような排他的利用権を規定していない日本においては、オープンデータのライセンスはその分簡素に進められる場合はあるだろう。ただし、大量の情報資源を、(法律の素人であり顧問弁護士や法務部門などとも無縁な) 幅広い人に提供する、というこのような取り組みにある種の課題がないわけではない。

ひとつには、何が著作物であり、何が著作物ではないか、といった基本的なところにある曖昧さが、より大きな規模の問題を生み出すという課題がある。政府の府省を横断するようなオープンデータは日本の国レベルでは、データカタログサイト試行版のローンチによってデータセット数にして 10,000 点近くのオープン化の取り組みに始まった。著作権法が大規模な点数の著作物の取り扱いを想定していないと思われる部分は随所に見られるが、著作物性の判断が個別の事例ごとになっており、効率的に判断可能な境界線が存在しない点もその一つだ。

データとして典型的に想定されるような数値群による事実の表現は、著作物に該当しない場合も多いと考えられる。ただし、情報の選択または体系的な構成に

創作性が認められる場合にはデータベースの著作権を認めるとする著作権法上の規定や、事実の取捨選択や配列による創作性を報道記事について認めた判例などを考えるなら、データセットであっても著作物性の判断が困難な場合はあるだろう。また、日本のオープンデータについて言えば、政府文書、ウェブサイト、会議の議事録など多様な資料がその対象となっており、明らかに著作物に該当するものも、多く含まれている。

著作物性の有無を判断することは、データを提供する側にとっても利用する側にとってもコストがかかる。そこで、政府は個々のデータセットに著作物性があるかどうかについては特段の判断を示さず、利用者に判断を委ねた。著作物性があるものについては、当初は CC BY で利用できるものとし（後に政府標準利用規約によって利用できるデータセットも加わった）、著作物性がないものについては、ライセンスについての記載に関わらずパブリックドメインに属するものとして自由に利用できるものとした。

利用者にとっては幸いなことに、データカタログサイトの利用条件の説明を参照すると、数値データや簡単なグラフなどは著作権の対象にならず、自由に利用できることが明記されている。これは現在日本政府のウェブサイトの多くで採用されている「政府標準利用規約」についても同様である。利用規約についての FAQ でも、同旨の Q&A が掲載されている。ただし、あるデータが著作物であるかどうか、あるいは利用したい部分について著作物性があるかどうか、といったことは利用者にとって判断が困難な場合もあるだろう。データを大量に扱う利用者にとっては、(データを大量にオープン化する政府側と同様に) 個別の判断は現実的に不可能な場合があるだろう。

このようにパブリックドメインとそうでない情報資源の境界線については、オープンデータという大量の情報資源を幅広い利用者・用途に対して提供する取り組みの文脈で見ると取りやすいが、そのような文脈に限定されている問題ではない。たとえばセキュリティカメラによって自動的に撮影された映像や画像と人間によって撮影された画像は、実質的に判別が不可能な場合があるが、前者は原則としてパブリックドメインに属し、後者は著作物とされる可能性があるだろう。IoT の浸透と共に、こうした情報資源が今後拡大する可能性もあるだろう。同様に、AI によって生成された情報資源で、人間が創作した画像、映像、楽曲、文章など

と区別がつかないものも増える可能性があるだろう。前者は学習用データとして利用した著作物が生成物にも何らかの形で反映されている場合があり、その部分については著作物性があると考えられる点からも、判断が極めて難しくなりうる。また、3D形状を表現するデータの中には、応用美術品のための設計データとして作成されるものがあり、これについては応用美術品が高度に美的な鑑賞性を備えているのでなければ著作物たりえず、その設計データも同様である、と考えることもできよう。一方、同じ形状であっても、それが3Dアニメーション作品用のデータであれば、著作物として認められる可能性は十分に考えられるだろう。3D形状データの中には3Dスキャナによって生成されるものもあるが、これは上述のセキュリティカメラの生成する画像と同様、原則としてパブリックドメインに属することになると考えられる。それが人によって写実的な作風で作成された3D形状データと判別が難しい、という状況は現在の技術ではまだかなり稀だが、そう遠い未来の話でもない。オープンデータの文脈における問題と違い、これらは、見かけ上は同じ情報資源であっても生成のプロセスや用途によって著作物性の有無が左右されるものが多く、その事情を知らない者が的確な判断を下すことがより困難であろう。情報資源の提供者側にプロセス情報の提供を期待できない場合には、情報資源の活用が抑制され、社会にとってのロスとなりうる点でも懸念材料と言えよう。

## (2) 第三者の権利の有無に関する不透明性

もう一つの課題は、第三者の権利の混在である。CCライセンスは基本的に許諾者が自ら有している権利について許諾を与えるものとしてデザインされている。第三者の権利について許諾があることを保証する形で書かれているわけではない。ただし、音楽の楽曲や映像作品のように複数種の著者が貢献して、作品にも複数の権利者が存在するようなものもある。そこで、許諾者は全ての権利者の同意を得て作品にライセンスを適用するように推奨している。政府データのオープン化に際して生じているのは、大量のデータを短期間の内にオープン化するにあたって、第三者の権利の所在や、権利者の確定・連絡とライセンス適用についての同意取得などが現実的に不可能であるということだ。実態としては、第三者の権利が含まれるかどうかを明記するようなこともされていない。その帰結

として、政府のオープンデータは、第三者の権利が含まれているかについては利用者が自己の責任で判断し、利用許諾を別途取得する必要がある場合にはそのようにする、という条件で提供されている。

著作物性の有無の判断と、第三者の権利の混在は、利用者から見ると、データに利用上の制約があるかどうか不明瞭であるという点では似ている。しかし、第三者の権利の混在はより判断が難しく、的確な対応にはコストがかかるものになっているだろう。というのも、データが作成されたプロセスや、それに関与した者が誰であるか、政府との契約内容がどのようなものであったか、といった情報は利用者の手にはなく、政府にはあるためだ。ただし、政府側に情報があるとしても、政府は容易に（低コストで）そのような情報を利用できるとは限らないだろう。従って、データを提供する政府側としても、いつの時点でどのような使われ方をするのかわからない状況でそのような情報を整備し、提供するコストを負担することが合理的であるとも断言できないだろう。（たとえばオープンデータの利用者の中には、閲覧や機械学習のための学習用データとして利用する場合など、仮に著作権者が存在したとしても許諾が不要な利用に留まる利用者も存在するだろう。）

このような問題への対処法は、比較的オーソドックスで凡庸なモノであるように思われる。すなわち、今後の問題発生を防止するべく、情報資源作成に関わる契約時の権利処理や、権利情報の管理・集約などが望まれる。例えば総務省では情報通信白書をCCライセンスで提供しつつ、第三者の権利が含まれている可能性がある部分を具体的に特定している<sup>(15)</sup>。データやその他の情報資源が様々な利用価値を持ちうること、また、利用のための技術が様々な発展・普及してきていることを考えるなら、このような実践へのニーズは高まっていると考えてもよいだろう。既に存在する著作物に第三者の権利が含まれているかどうかについては、調査・検討が困難な場合があることが容易に予想されるため、遑っての問題解消にどれだけ期待できるかについては判断を保留したい。ただしEuropeanでは権利情報の整備・正確性向上のキャンペーンを実施し、完全ではないが大きな成果をあげている<sup>(16)</sup>。このような取り組みは日本のオープンデータについても有効だろう。もうひとつ、CCライセンスはバージョン1.0の時点では第三者の権利を侵害していない



ことについてライセンサー側が一定の保証をする条項が含まれていたが、この条項は後のバージョンで削除されている。保証は有料で提供されればよいというのがその際の主な理由であった<sup>(17)</sup>。一般的に、本件は権利者不明の著作物の扱いとも共通性がある政策課題でもあり、経済学的に見て何が社会にとって最適の選択肢であるのかは、理論・実証両面からの研究の余地があるように思われる。

### (3) デジタル・アーカイブにおける CC ライセンスの不適切な利用

オープンデータと並んで CC ライセンスの採用が広がりつつある領域のひとつに、デジタル・アーカイブが挙げられる。EU の文化遺産アーカイブの横断検索が可能なポータルである Europeana や、Europeana にも触発されながら 2019 年に開始したジャパンサーチなどでも、CC ライセンスや CC のツールは採用されている。その背景には、政府委員会などで CC ライセンスや CC のツールの採用が議論され、推奨されてきたことも指摘できるだろう。

デジタル・アーカイブに関して注目したいのは、資料を公開する運営者が、著作権などの権利者ではなく、かつ、資料が著作権の保護期間を経過してパブリックドメインに属している場合がしばしばあるという点である。そして、そうであるにも関わらず、運営者が著作権者であるかのように CC ライセンスを適用し、アーカイブ機関へのクレジット表示などを求めているケースが散見されることだ。

デジタル・アーカイブは、例えば文化を伝え、広め、新しい文化の創出を後押しする、といったことを目的としているため、自由に利用できる資料を提供することにはその目的に照らした重要な意義がある。その場合、PD マークを付すことで、資料がパブリックドメインに属することを明示することがもっとも適している。あるいは、アーカイブ機関に何かの（たとえば他国の）著作権法上の権利などが残っている可能性があることを想定し、持っているかもしれない権利を完全に放棄し、自由な利用を促進するべく CC0 を採用することも考えられる。

CC ライセンスを採用する動機があることは特に驚くべきことではないが、CC ライセンスが権利者でない者によって、権利があるかのように利用されることについては弊害も考えられないわけではない。そもそ

もデジタル・アーカイブは広く一般の人々に開かれていることも多く、また、そこで提供されている資源の活用も地域のアイデンティティや社会問題に関わるものなどであればサークル活動、塾やワークショップ、NPO、地域の商店街や公共スペースなどさまざまな文脈が容易に考えられる。ICT が広く情報資源の活用を容易にしていることを踏まえればこれは歓迎すべきことではあるものの、こうした活用に関わる人々が著作権法の詳細を理解し・対応できると前提することは現実的ではないだろう。そうすると、実際には著作権がない情報資源に、ライセンスがついていることで著作権がある、アーカイブ機関は権利者である、という誤解が広まるということが考えられる。当然、インターネット上では著作権について理解している人々によってこのような誤解を解く試みも行われることだろう。そのひとつの帰結は、CC ライセンスはついていても無視してもよい場合がある、という理解が広まることだろう。

なお、Europeana に登録されているデジタル・オブジェクトを対象にした 2017 年の調査<sup>(18)</sup>では、CC ライセンスで提供されていると表示されている資源の 10.8% は表示が不正確であり、52.5% は正確であり、30.6% は疑問あり (questionable) と判断された。著作物性がない、あるいは既に保護期間を経過しているなどの理由でパブリックドメインに属するはずの資源に CC ライセンスが付されている、というのが不正確な表示の主なパターンであった。CC ライセンスの登場より前の時点で著作者が死亡している、営利企業の作品であるなどが疑問ありとされた主な理由であった。日本における事例に比べ、これらは誤解に基づく度合いが高い可能性もあるが、少なくとも現象面では似たことが起きている。

### (4) 望ましいコミュニケーションの形

前節に述べた CC ライセンスの利用についての意見は CCJP のメンバーの間でも様々である。アーカイブ機関にデジタル化のインセンティブを付与するために実際に隣接権を与える案、特に深刻な事態ではなくライセンスが無視されるべき状況があるのも容認する意見、なども存在する。筆者が注目しているのは、規範の醸成と、(法的な強制力がない点について誤解を与えないような) お願い・依頼の形での広まりである。以下、順に述べてみたい。



学術出版の世界においては著作権法的に特段の根拠のないクレジット付与が規範として共有され、広く実践されている。この延長としてアーカイブ機関へのクレジット付与を考えることができる。ある論述においてアイデアや事実の面でのみ依拠した文献や資料については、著作権法上の「利用」行為をしていないことから氏名表示等の義務もないが、そうであっても、学術的な出版物においては文献の参照という形でクレジットを付与する。規範に反した場合には、アイデアの盗用などの批判を受け、キャリア上の不利益を蒙ることもあり得る。アーカイブ機関が独自の資料へのアクセスを提供することで、それを活用して可能になった論文や学術書においてクレジットが付与され、ひいてはその読者が資料に遡って確認したいと考えたいさの手引きとなる、といったことは、ここから考えると不自然ではない。

お願いや依頼による実現は、法的な強制力はないものの、アーカイブ機関としてはクレジットの付与を希望している旨をわかりやすく伝えることでその慣行を広めるものである。オープンデータの世界では利用例の報告を政府が呼びかけ、それをオープンデータを一括提供するポータルサイト（日本であればデータカタログサイト）の一コーナーで紹介する、といった実践も広まっている。

問題は、このような「お願い」は、仮にアーカイブ利用者がそれに応じようという意図を持っている場合でも、簡単に発見できるとは限らない点である。アーカイブにおける利用条件の類は、サイトの利用規約のような人々が読みたがらない文書の中に埋め込まれていたり、多様な文言で多様な場所に提示されていたりする。これは、ライセンスの場合であれば、様々なコンテンツがそれぞれ異なるライセンスによって提供されているようなもので、ライセンスの用いている概念や構成や提示方法なども多様で、利用者が膨大な学習コストを払わなければそれらのライセンスを遵守して利用することができない。そのような場合には潜在的な利用者の一部は利用自体を断念することも起こるだろう。

アーカイブ機関に広く存在するのがクレジット表記と利用についての報告を受けることであれば、それを伝えるには、広い範囲のアーカイブ機関に共通の文言や文書の構成で、共通のロゴや共通の名称を用いるなど一瞥して識別容易な形で、伝える方が利用者にとっては圧倒的に学習コストが低くなる。機械可読性を確

保するためのコードを一定の形で提供することも検討に値しよう。このようなコミュニケーション上の工夫は、CCがライセンシー側の学習コストを抑制するために実施しているものである。

### (5) 大規模な著作物・情報資源の提供と利用

ここまでとりあげた、パブリックドメインやオープンソースに関わるCCの利用に関する課題は、いずれも著作物や（著作物でないものも含めた）情報資源の大規模な提供や利用に関係している点で共通性がある。大規模な情報資源提供にあたっては、そのいずれが著作物に該当するか、第三者の権利が含まれるかどうかなどを調査することのコストが大きくなる。また、提供のコストの大きさから、提供に関わるクレジットを付与されることへの関心が高まる。

CCライセンスは、インターネットの普及と共に台頭する大規模な情報の流通を念頭においてデザインされているライセンスである。1980年代のフリーソフトウェア運動との比較で考えるなら、パブリックドメインやオープンな情報資源の拡充はまさに飛躍的な達成を遂げていると言える。CCのライセンスやツールのデザインは、大量の情報資源や著作物を効率的にやりとりできるように、との視点に立ったものであり、そのようなデザインであったからこそ他の類似のライセンスよりもCCライセンスが選ばれている面もあり、飛躍的な達成を助けている部分もあるだろう。

具体的には前節で述べたようにライセンシー（利用者）の学習コストを抑制するための仕組みが組み込まれているほか、そもそもライセンスの種類を一定数に制限することによっても大量の情報資源が学習コストを抑制している。様々な機関（政府機関やアーカイブ機関）が、提供する資源が利用されることをある程度重要なことと考えてその資源をパブリックドメインやオープンソースに相当する条件で提供するにあたっては、このような学習コストの抑制に配慮したCCライセンスを採用することには一定の合理性があるとも言えよう。しかし、ライセンスにできることは限られており、著作物性の判断が難しい法制度であること、第三者の権利の事前の処理や権利関係の情報が欠けている著作物の利用に著作権侵害のリスクが伴うこと、などについてはライセンスによって変えることはできない。こうしたボトルネックが存在し、それがライセンスのやや理想的とは言い難い利用実態の背景にあるこ

とが、このような大規模なオープン化の実践領域からは見てとれる。

## 7. まとめ

本稿では、オープンソースとパブリックドメインに関連して、CCの組織、運動体、ライセンスやツールとその近年の動向、主要な過去の経緯などを紹介した。CCはオープンソースに共鳴する者が多いが、当初からそれに収まらない範囲のライセンスを提供してきたこと、当初からパブリックドメインをサポートして来たこと、ライセンスやツールの普及と共に、国際化、法律家以外の参加者の拡大などが進展して来ていること、等がその主な内容である。

次に、CCライセンス等のツールを活用する実務的な観点から、各種ツール（CCライセンス、CC0、PDマーク）の仕組みについて説明するとともに、自己の作品にツールを適用したり、ツールが適用されている他人の作品を利用したりする際に論点となりやすい事項について5点とりあげた。

最後に、オープンソースおよびパブリックドメインに関わりの深いCCの利用についての課題を3点とりあげた。すなわち著作物性の有無が不明瞭なデータへのライセンスの表示や、第三者の権利の有無を明確にしないままのライセンスの適用、第三者の著作物等を提供する際にライセンスを適用し提供者へのクレジット表記を求めること、である。ここからは、大規模なオープン化にはCCライセンスの導入によっては解消できないボトルネックが存在していることが伺われた。

近年、企業活動においても、知的財産権ミックス戦略と呼ばれる多面的な保護活動が注目され、またオープン・クローズ戦略の重要性が唱えられて久しい。CCは主に著作権およびその周辺領域において、オープン活動の一角を担うツールであると考えられるから、ご活用いただければ幸いである。

CCおよびCCライセンスに関するご意見、ご不明な点は、いつでも [info@creativecommons.jp](mailto:info@creativecommons.jp) 宛にお寄せいただきたい。

### (注)

- (1)“CC Affiliate Network,” CC Wiki, 2016年7月19日版 <[https://wiki.creativecommons.org/index.php?title=CC\\_Affiliate\\_Network&oldid=115389](https://wiki.creativecommons.org/index.php?title=CC_Affiliate_Network&oldid=115389)>
- (2)日本におけるクリエイティブ・コモンズの展開については、

以下にまとめた報告がある。長谷川世一、「日本におけるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの実際」情報管理, 2015年, vol.58, No.5, pp.343~352.doi: 10.1241/johokanri.58.343

- (3)Creative Commons (undated). “Chapters,” <<https://network.creativecommons.org/chapters/>>
- (4)Creative Commons Global Network Strategy, September 26, 2017, <<https://github.com/creativecommons/global-network-strategy/blob/master/docs/GlobalNetworkStrategy-Final.pdf>>  
ネットワークというのは、CCのムーブメントを可能にしている組織、団体、個人などの緩やかな連合体を指しており、すなわちCCHQの戦略として作成されたわけではない。
- (5)<<https://creativecommons.org/faq/#can-i-apply-a-creative-commons-license-to-software>>
- (6)Diane Peters (2009). “Expanding the Public Domain: Part Zero,” Creative Commons Blog, March 11, 2009. <<https://creativecommons.org/2009/03/11/expanding-the-public-domain-part-zero/>>
- (7)Diane Peters (2010). “Public Domain Mark; Europeana and Cultural Heritage Institutions lead early adoption,” Creative Commons Blog, October 11, 2010. <<https://creativecommons.org/2010/10/11/creative-commons-launches-public-domain-mark-europeana-and-cultural-heritage-institutions-lead-early-adoption-2/>>
- (8)“Protocol for Implementing Open Access Data,” Science Commons. <<https://web.archive.org/web/20071218085537/http://sciencecommons.org/projects/publishing/open-access-data-protocol/>>
- (9)Rufus Pollock (2009). “Comments on the Science Commons Protocol for Implementing Open Access Data,” Open Knowledge Foundation Blog, February 9, 2009. <<https://blog.okfn.org/2009/02/09/comments-on-the-science-commons-protocol-for-implementing-open-access-data/>>
- (10)Rufus Pollock (2009). “Open Database License (ODbL) v1.0 Released,” Open Data Commons, June 29, 2009. <<https://www.opendatacommons.org/2009/06/29/open-database-license-odbl-v10-released/>>
- (11)Science Commons (undated) “Comments on the Open Database License Proposed by Open Data Commons,” <<https://web.archive.org/web/20100823000916/http://sciencecommons.org/resources/readingroom/comments-on-odbl/>>  
本文書は公表日が記されていないが、2009年4月1日頃に公表されたものであることが以下の資料から伺える。Think Nguyen (2009). “[odc-discuss] OdBL comments from Creative Commons.” <<https://lists.okfn.org/pipermail/odc-discuss/2009-April/000624.html>>
- (12)本節に述べたオープンデータのライセンシング動向、欧州におけるデータベース権のCCライセンスにおける扱いについては、中川 隆太郎「CC4.0時代のオープンデータとライ

センスデザイン」情報の科学と技術, 2015年, vol.6 5, No.12, pp.509~514. <[https://doi.org/10.18919/jkg.65.12\\_509](https://doi.org/10.18919/jkg.65.12_509)> 第4.1節に詳しい。

(13)[https://wiki.creativecommons.org/wiki/Defining\\_Noncommercial](https://wiki.creativecommons.org/wiki/Defining_Noncommercial)

(14)増田雅史, 佐藤亮太「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス入門」知財管理 65 巻 5 号 (2015 年 6 月)

(15)例えば, 「平成 30 年版情報通信白書の二次利用について」<<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/h30riyou.pdf>>

(16)Julia Fallon “Seven years and still going-how we're improving the accuracy of rights statements in Europeana data,” Europeana Pro, May 6, 2019, <https://pro.europeana.eu/post/seven-years-and-still-going-how-we-re-improving-the-accuracy-of-rights-statements-in-europeana-data>

eu/post/seven-years-and-still-going-how-we-re-improving-the-accuracy-of-rights-statements-in-europeana-data

(17)Glenn Otis Brown (2004). “Announcing (and explaining) our new 2.0 licenses,” Creative Commons Blog, May 25, 2004. <<https://creativecommons.org/2004/05/25/announcingandexplainingournew20licenses/>>

(18)Judith Blijden (2018) “The Accuracy of Rights Statements on Europeana.eu,” Kennisland, February 5, 2018, <<https://www.kl.nl/wp-content/uploads/2018/02/The-Accuracy-of-Rights-Statements.pdf>>

(原稿受領 2019.5.28)

## パンフレット「弁理士Info」のご案内

### 内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判30頁。

### 価格

一般の方は原則として無料です。  
(送料は当会で負担します。)

### 問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室  
e-mail: [panf@jpaa.or.jp](mailto:panf@jpaa.or.jp)  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2  
電話: (03) 3519-2361(直)  
FAX: (03) 3519-2706

